

## 地方分権改革推進特別委員会記録

- 1 期 日 平成20年9月1日（月）
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 渡壁正徳  
副委員長 杉西加代子  
委員 金口 巖、野村常雄、栗原俊二、門田峻徳、中津信義、  
城戸常太、松浦幸男、平 浩介

4 欠席委員 なし

### 5 出席説明員

[総務局]

総務局長、総務管理部長、財務部長、人事課長、行政管理課長、財政課長、税務課長

[企画振興局]

企画振興局長、政策企画部長、地域振興部長、分権改革課長、市町行財政課長、新過疎  
対策課長

[土木局]

空港港湾部長、港湾管理課長

[教育委員会]

教育次長、管理部長、総務課長

### 6 報告事項

- (1) 今後の財政収支見通しについて
- (2) 地方分権改革推進委員会「国の出先機関の見直しに関する中間報告」のポイント
- (3) 地方港湾安芸津港の東広島市への移管について

### 7 会議の概要

(開会に先立ち、委員長があいさつを行った後、提出資料説明のため、空港港湾部長及び  
港湾管理課長が出席していることを報告した。)

- (1) 開会 午前10時32分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（栗原委員） まず、今後の財政収支見通しについてお伺いしたいと思います。

今回、また新たに今後の収支見通しについて提出されたわけですが、今年  
度、法人二税の税収が若干、見込みのようにならないということも伺っておりまし  
て、歳入の方に予定どおりいかない要素が多い。

今回、名目経済成長率も2.1%の場合と0.0%の場合という形で出ましたが、今の  
景気後退の流れを考えますと、やはり名目経済成長率というのは余り高目に見積も  
ることができなくなるのではないかと思うのです。そうしますと、限りなくこの  
0.0%の想定に近づいていくのではないかということも考えるわけですが、今

新たな具体化方策の取り組みで財政収支見込み額というものの改善を進めているわけですが、今後、この部分についてというのは今の計画以上のものを見直しをするというようなことになっていくのではないかという気がするのですが、その辺の見込み、見通しはどうでしょうか。

○答弁（財政課長） 委員御指摘のように、今回から0.0%の場合を、参考ではございませぬけれども、試算をしたというのは、そういった経済成長の今後の見通しが非常に不透明になってくるということからつけさせていただいております。国の方もリスクシナリオといいますか、悲観的なシナリオと、一方で経済的に来年あたりから伸びるというような見込みもございませぬので、どういったことになるかは今の時点ではっきりはいたしませぬけれども、そういうことも参考に数字をお示ししたことが1点でございませぬ。

それで、今後そういったことに備えて、よりそういったことも想定しながら健全化ということをご考えるかでございますが、先ほど申しましたように、先がなかなか見込めない中で、21年度、来年度の予算につきましても当面どういうふうに取り組んでいくか、具体化方策も一応目標としては掲げてございませぬけれども、まずそのとおりにやるということ自体が非常に簡単なものではないというふうに理解してございませぬので、まずは具体化方策に沿って21年度までの目標をきっちり確実にやっていくということが重要だろうと思っております。その後、状況変化がございませぬたら、また弾力的にそういった検討もやっぺいかないといけなないと思っておりますが、とりあえずそういうふうにご考えてございませぬ。

○質疑（栗原委員） この新たな具体化方策の取り組みがあるわけですが、結局いろいろな要因があり、結果的に計画どおりにならなかつたということがずっと続いてきていたのです。これからも、そういう財政の健全化のための取り組みとして考えたものの、予定していたものが、そこまできませぬでしたというような繰り返すということになると、今までやってきた具体化方策というものが、果たして本当に効果があつたのか、意味があつたのかということになりかねないと思うのです。このあたりはやはり、一つは経済成長率の見方にしても、去年もそうだったのでございませぬけれども、見込み違いの部分が、国の指針みたいなところを基準にしてやるということに対する失敗例みたいなものがあるわけですから、もう一度やはり、広島県的に本当にどうするかということをご考えるべきではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○答弁（財政課長） 御指摘のように、今後の対応のところを書いてあるのですが、県だけでは具体化方策を含めて健全化のいろいろな数字が書いてあることを実現するということがなかなか難しい状況にございませぬ。言われたように経済環境の問題もございませぬし、国の方の制度設計、財政制度はもとより、例えば今回、後期高齢者医療のように地方の負担というものも地方への相談なしに入ってくるというようなこともございませぬので、そういった実態に対しては、やはり国に対してしつ

かり声を出していかなければいけないと思っております。

ただ、歳入面ではそういうことですが、歳出については、やはりしっかりと健全化に取り組むというのは不断に行っていかなければならないと考えておりまして、なかなかお答えになるかどうかわかりませんが、しっかりと県ができることはやる、それから国に制度的に問題があることにつきましては国などにしっかりと行っていくという考え方でおります。

○要望・質疑（栗原委員） 毎年、今後の財政収支見通しが出る中で、いい結果になっていく方向がいつも報告されないものですから、その辺がやはり非常に辛いものがあるのです。やる以上は、やはり結果が出なければ、それこそ元気な広島県と言いながら無理をしているところに、なおのこと成果が出ないということの繰り返しでは、この財政収支見通しというものが、ただ単なる報告で終わるような気がしてしょうがないのです。したがって、やはりこの部分についても一度考え直しもしながら、歳出の部分というのは相当これからも増を見込まなければならない部分がたくさんありますので、やはり歳入の部分の見込みというものをもっと厳し目に見ていく必要があるのではなかろうかと思っておりますので、どうか、その辺を一度でいいから成果が出たというものが見てみたいと思うものですから、ぜひお願いしたいと思っております。

もう一つは、国の出先機関の見直しに関する中間報告ですけれども、こういう方向で中間報告がなされて、それに向かって進んでいく、その中身がどういうところでどうなるのかというのははっきりわかりませんが、やはりこの基本的な考え方がこういう形で出てきておりますが、なかなか政府がそういうような方向になっていないという現実があるわけです。その中で一つお伺いしたいのは、今この広島市の合同庁舎の建てかえが考えられておりまして、計画が進んでおりますし、先日の新聞を見ますと、呉の方も何か合同庁舎の建てかえの話が出ておりますが、こういうことが広島県内でありつつ、出先機関の見直しということが他方ではありつつということになりますと、県民の見方からすると、これはやはり国は本気ではなくて、もう全然別の方向に行っていて、国は出先機関の見直しであるとか地方分権改革推進委員会が提案していることについて、無視して物事が動いているようなイメージが非常にするわけです。それに対しての県の見解はどういうふうに今思っているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（分権改革課長） 県といたしましては、今回の第2期分権改革における国と地方の役割分担につきましては、大胆にかつ着実に国から地方への権限移譲を進めるべきだということを第1次勧告で申しておりますので、県としてはこの第1次勧告の見直しの方向を全面的に前に進める方向で取り組むという考え方でおります。したがって、この国の出先機関の見直しにつきましても、分権改革推進委員会は極めて高目のボールとして国の出先機関を一定の仕分けの考え方で整理を行い、再編すべきという考え方で中間報告を取りまとめておりますので、基本的にはこの中間

報告は分権型社会を目指すという意味では評価できると考えております。

ただし、委員がおっしゃいますように、国土交通省等の事業官庁におきましては、出先機関のある一定の規模維持を保つというのは省庁の存廃にもかかわるような問題でございまして、霞が関を含めた国のコンセンサスというものは現時点で得られているとは言えず、非常にハードルが高いというのはよく認識をしております。最後は、官邸のリーダーシップによらざるを得ないという部分もございすけれども、県ができることは県民の皆様は今どういう議論が行われているのか、何が問題なのか、分権改革を進めることによってどのように生活が変わるのか、どういう影響が出るのかというのをわかりやすく御説明をして県民の理解を得ながら進めたいというふうに考えております。

○要望・質疑（栗原委員） ですから、私は、そういった部分で誤解が生じないように県の考え方をしっかりアピールすればいいと思うのです。例えばこういうマスコミ等に合同庁舎の建てかえとかという話が出たときは、やはり県としては地方分権を考える上でこれから道州制に進んでいくということを前提に考えるなら、庁舎の建てかえを今から考えるなどということとはとんでもないと、こういうのははっきり言わないといけないのではないかと思うのです。ところが、マスコミ報道だけを見ますと、建てかえが進んでいる。こっちでは見直しの部分があり、県としての考え方としては地方分権改革ということで、例えば国の出先機関の見直しについては推進をしていくのが当然だというお考えだと思うのですが、そういったところのタイムリーな県の姿勢というものをしっかり主張しないと、そうでなくてもこの地方分権改革というものが、ともすれば、声は出てきておりますけれども、実際には進まないという動きがある中で、もう少し積極的な県としてのアピールを推進していただきたいと思うのです。これは要望としてお願いしたいと思います。

もう1点、最後に、今回、安芸津港の移管ということですが、これは全国初となるということをお伺いしておりますけれども、権限移譲を進めている県でありますので、今後こういったことで推進していかれる考え方だと思うのですが、この安芸津港以外の状況についてはどういうふうになっておりますか。

○答弁（港湾管理課長） 先ほど資料3の説明の最後に、非常にあいまいな形でしか御報告ができませんでしたが、これは当然ながら地元市町の同意を前提に進めるわけですが、2番手というのはまだこれからという状況でございます。

申しあげました要件が2つあるということで、一つは利用が地域に限られている、それから県の施設整備がある程度整備も済んでいるという網をかけますと複数ございますけれども、2番手は今後さらに地元と詰めてまいるという状況でございます。

○質疑（栗原委員） 今、対象の港湾というのはどれぐらいあるのですか。

○答弁（港湾管理課長） 先ほどの2つの要件でスクリーニングいたしますと、地方港湾が県内で40港ございます中で、9港湾が対象になると思っております。

○質疑（栗原委員） それはまだ、この安芸津港のように具体的に進んでいないとい

うことでよろしいわけですか。それは今後も権限移譲ということで進めていかれるつもりであるかと思うのですが、問題になる部分というのはどういうことがあるのでしょうか。

○答弁（港湾管理課長） 東広島市におかれては、幸いにしてこのたびスムーズに同意いただいたものでございますが、少し地元で判断をされるのに迷われるといいますが、気持ちを決めかねるといふ要素といたしましては、特段の大きな施工とかが後々あるわけではないのですが、例えばセットで海岸などもお渡しをすることになりますけれども、後々、例えば台風災害などでかなり大規模な維持修繕が発生しますが、そういった場合にはどうするのだろうかとか、そういった点が若干心配であるというお話は承っております。ほかにも若干あったと思えますけれども、港湾本体はそういうことがあるのですけれども、それに附帯する設備について後々財政的な措置が必要なことはないだろうかというあたりを懸念されているということは聞いております。

○質疑（門田委員） 今後の財政収支見通しの件に関連して、今さら聞くのもどうかと思いつながら聞かせてもらうのですが、今後の対応という中の3番目ですか、まずは現在策定している新たな具体化方策に沿ってあらゆる手段を通じて歳出・歳入の徹底した見直しを行うなど云々と書いてあるのですが、きょう9月1日時点で何か具体的に過去と違って説明できるものがありますか。

○答弁（財政課長） 今の時点での確認といたしましては、具体化方策を当面まず実施していくということでございます。21年度まで新たな具体化方策に沿って、例えば人件費の抑制であるとか内部管理経費、それから公共事業等の見直しをするという方針を立ててやることとしております。そういった内部管理経費なり施策について新たな具体化方策を21年度に向けてはしっかりやっていく。それから22年度以降の数値も今お示ししているわけでございますので、考え方としてそういった内部管理経費の効率的な執行、無駄があるとは申しませんが、もう少し節減できたらという考え方に基づく、今の時点で想定していた21年度に向けて具体化方策としてやっている以上のことを具体的に申し上げられるようなものはございません。

○質疑（門田委員） その具体的なものを何点かでも今、例えば定数の問題にしてもどうなっているかというのは、例えばその点に絞って聞いた場合、いかがですか。

○答弁（行政管理課長） 定数問題につきましては、第2次行政システム改革推進計画の目標値でございます、5年間に1,200人という形で、昨年度までで916人の減となっておりますので、あと300人ということです。地域事務所の見直しにあわせまして、この中で具体の組織の形と人役を今鋭意、各局と協議をしている状況でありまして、達成は可能と思っております。

○質疑（門田委員） 達成は可能とおっしゃったのですが、例えば部局というか分野ごとに、例えば知事部局、県警、教育委員会とありますが、そういうふうに分けたらどうでしょうか。

○答弁（行政管理課長） 警察官の方は第2次行政システム改革推進計画では守備範囲としておりません。政令定数との関係で若干、従前よりは伸びております。それと、警察の事務は、先ほどの916人の中に入っておりますので、その方は達成可能と思っております。

教育委員会の関係は、1,600人減という目標を掲げておりますが、現在の進捗率が60%台で、知事部局の方と比べますと進捗率がやや低い。これは教育委員会の方の事情といたしましては、特別支援学校あるいは学級の教育ニーズの多様化、それと市町村合併による小・中学校の統合というのが、当初想定したものより余り進んでいないというような原因があると思っているわけですが、そういうような感触を得ております。ですから、教育委員会関係につきましては、今後、中身をよく注視いたしまして教育委員会の方と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○要望（門田委員） 今の部分だけで言いますと、教育委員会が一番、進捗率が悪い、課題があるという意味で、今後どういう努力をされるのかわかりませんが、徹底的にとは言いませんけれども、どれだけ努力されるか、やはりしっかり教育の実態、教育委員会の実態、あらゆるものを掘り起こして、積極的に取り組んでほしいというふうに思います。やはりそれはお互いに事情があるわけですし、理由はあるわけです。しかし、それはなおかつ乗り越えて目標を立てたものに到達したいという願いがあるはずなのです。そここのところの努力はやはり頑張ってもらわないと、ここに書いてある抽象論だけではもういけないですし、そこらはぜひお願いというか、今後とも私としては見させていたいただきたいと思っております。

○質疑（城戸委員） 港湾のことで聞きたいのですけれども、先ほど県の一定の整備が済んだところを対象に考えたいということですが、県の一定の整備というのは一体何を整備したら、そういうことになるのですか。

○答弁（港湾管理課長） それぞれの港湾につきましては港湾計画等で、それぞれ状況は異なりますけれども、例えば外郭施設はどこまで、係留施設はどこまでという一応計画をしておりますので、そういった計画に沿って次にもう大きな施工等はないという、ちょっと非常に一般的で申しわけございませんけれども、そういった段階に至っているという港湾が、先ほど申し上げました今後大きな整備がないというものと考えております。

○質疑（城戸委員） 私がちょっと疑問を持っているのは、昔から持っているのですが、港湾整備というのがどうも役所が考えているのは、いわゆるそこから荷物をどう出荷するかとかいろいろなことを考えられて港湾整備というのが行われているところが多いのですけれども、現実にはその荷物を積む船のことを考えた整備というのはほとんど行われていないわけです。

県内で安芸津港というのは、どれぐらい船を持っているか、御存じですか。まずはちょっとそこがわかれば教えてほしい。何社あってどういう船が何隻ぐらいいるか。

○答弁（港湾管理課長） 申しわけございません、ちょっと手元に城戸委員のお尋ねのそこまでのデータはございませんが、安芸津港は向かいの大崎上島と定期フェリーが運航されております。このデータをちょっと説明させていただきますと、年間でフェリーの乗降人員が約25万人、それから船舶数にイコールにはなりませんけれども、ほとんどがフェリーの利用でございますが、昨年1年で入港隻数が約6,200隻、うちフェリーは5,700隻ということでございますので、その他どういった船舶がというのはちょっと申しわけございません、きょうは手持ちがございません。

それから、貨物の取扱量をついでながら御報告させていただきますと、約96万トンでございます。うちフェリーが91万トンと、大宗を占めております。

○質疑（城戸委員） ですから、今の答弁を聞いていると、あなたは貨物と旅客だけの話しか把握していないわけです。いわゆる安芸津港に所属する船籍港を持った船が何隻いるかというものが把握されていないわけです。

港が要るのは、いわゆる旅客を運ぶ船というのは着けておろしてすぐ出ていくという発想だから、そんなに港の整備というものも、栈橋とかそういうものがあればいいのですが、船籍港としている船は台風とかいろいろな被害のときに逃げ込まなければいけないのです。そのための港が要るのです。でも、そういうものはどこにもつくろうとしないのが今までのいわゆる国の省庁だったのです。どこにもないのです。台風が来たときでも365日海の上へ出ておけという、台風から逃げなさいというのが今までの省庁の考え方なのです。避難港というのはどこにもないわけです。でも、大きな船なら確かに太平洋でもどこでも逃げられるけれども、小さい、瀬戸内の船がどこへ逃げるのですか。そういう港のつくり方を、漁港においても全然されていないわけです。

港をつくるというのは、修理にしても1,000万円、2,000万円で修理ができるようなものはどこにもないわけです。大抵数億円、数十億円、数百億円になるわけです。それが、こんなに何でもかんでも分権にして市町に渡して、本当に私はこれで維持ができるのか。あなたが考えているようなものではないような気がするのです。これは私、以前から、国土交通省の前の運輸省の時代から、今の考え方で港をつくられても非常に困るということはずっと訴え続けているのですが、一向に変わらないのです。船の着かない港ばかりつくってくれるわけです。船というものは365日ずっと船に乗っておけというような、昔はそうだったのですが、今はどうしても陸上の企業が週休2日、3日になると、船もずっと乗っておくわけにいかない、それに合わせて休まなければいけないようになっている。でも、休もうと思っても休む港がないのです。そういう状態になっている港湾整備なのに、まだこういう港湾整備で、今度は地方分権という名のもとに自分のところから投げ出そうという発想になる。金がないから船の方はもういいというような考え方で本当にいいのかと思う。

ここの安芸津港というのは、広島でも有数の船の業者がいるところですよ。ここには、いわゆるタンカーの元請がおられるわけです。それとか今、日立がここへかわ

ってきています。そういうことからいくと港湾整備というのは、ここはまだ出てくる可能性があるわけです。それなのに、あなた方のところでは終わったという判断をされているからおかしいと思って聞いたのです。ぜひともここは、まだまだ港湾としては整備をする可能性として、ここは造船所もありますし、日立が今、呉からこちらへ移っているわけですから、そうすると港湾整備というのはまだいろいろな要望が出てくる可能性はあるわけです。ここを船籍港としている船がかなりいるわけですから、たまたまこの船は大きいから帰ってくる回数が少ないのですが、そういう意味でもう一回そのあたりをよく東広島市と協議をしていただき、助けられるところはバックアップしてあげないと、どんどんその業界そのものを疲弊させるようになります。そのあたりをお願いしておきたいと思います。

○答弁（港湾管理課長） 委員御指摘のように、先ほど来データの的にも量の面からしか御報告ができないで申しわけございません。御指摘がございましたように、新たなユーザーの方もおられる中でさらなる整備も必要ではないか、そういった中で安易に権限移譲のもとに、それ以後の整備ということも含めて、もっと市町にフォローしなくてはだめだという御指摘であったかと存じます。

それで安芸津港につきましては、ちょっと説明が漏れておりましたが、実はことし県が調査、設計をし、来年度国の補助金を活用しながら地元市とともに整備いたしますが、市の御要望がありまして、大きな規模ではございませんけれども、防波堤を整備することにしております。私どもとしては、それ以外に大きなものはないという認識だったのですけれども、今後、地方港湾の権限移譲を進めてまいります上では十分御指摘の点に留意しながら進めてまいりたいと思います。

○（委員長） 城戸委員が聞いているのは、これから整備が必要になったときにはどうするかというのを聞いているので、部長答えてください。

○答弁（空港港湾部長） 御指摘をいただきまして、ありがとうございます。港湾管理課長の方で少し補足をいたしましたけれども、そもそも城戸委員の御質問として、県として一定の整備が終わったのはどういうところなのかという御質問があったかと思えます。

県としての一定の整備という前に、まず港湾整備の全体的な状況についてお話を、もう御承知のとおりかと思えますけれども、船がまず荒天時に避難をするための避難港というものについては、全国に配置計画をつくりまして整備しておりますが、ただ、非常にお金がかかるけれども、なかなか効果を数字としてあらわしにくい部分もありますので、かなりのスピードで進んでいるという状況とは言いがたいと思います。それから、もう少し小さな船舶を救っていくとか、休むと言った方がいいのでしょうか、そういった場所を確保していくということについては、主に地方港湾がそういった役割を果たしておりますけれども、残念ながら全体的な港湾整備の状況といたしましては、地方港湾については極力抑制をしていくような方向で整備が進んでおります。そういった中で県の方の地方港湾については、非常に要望



がいろいろあるわけですが、なかなかお金がついていかないということもございまして、そういった御要望にこたえるためにかなりの年月を要しているというのが今の実態でございます。

一応の整理といたしましては、そういった御要望を集めた上で、そういった御要望にとりあえずは今の時点でこたえ切れているものを県としての一定の整備というふうに申し上げているわけですが、ただ、この安芸津港にしましても先ほど課長の方から申し上げましたように、移管をするに当たって詳細を検討してみたら、結局は船舶に対して高潮のときに波が入ってきて非常に困るというような状況が実はあるということがわかりましたので、急遽、移管に当たりまして防波堤なり消波工の改良をする。これを県が整備するのと同様の形で整備していくということを決めたわけでございます。

この権限移譲の問題につきましては、大きな方針として県全体として進んでいるところでございますので、私どもとしてはこれを進めていかなければならないというふうに思っている一方、やはり詳細な部分におきましていろいろ問題はあるかと思っております。今まさに委員おっしゃいましたように、その当該港に船籍を持っている船の要請というものにこれから市管理にしてこたえ切れていくのだろうかとか、あるいは地元市民の方々の要請にこたえ切っていくであろうかというような詳細な検討はさらに必要だと思っております。

1番手として東広島市が今回、安芸津港の管理をするという形になりましたけれども、この移管を通じまして、今でもさまざま詳細なところで御相談をさせていただいております。例えば、港湾についての管理をするための技術者を持っているわけではありませんので、そういった人間をどういうふうに確保していくのか、あるいはそういったノウハウをどこにどういうふうに伝えていけばいいのか、あるいは国土交通省とどういうふうにつき合っていくのかなど、さまざまな細かな問題が出てきております。そういったところに我々としては一生懸命こたえているところでありますけれども、恐らくこれから具体化をしていくに当たりまして、問題がまた出てくる場面があるかと思えます。そういった場面をできるだけなくすような形で、別に東広島市で練習をしたわけではないのですが、もっといい形にどうやったらできるかというのをさらに検討しながら、軽々にやるのではなくて、そういった検討の中でこういったものを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○要望（城戸委員） 一言つけ加えさせてください。

船というのは、皆さん方が考えているように同じものがとまるわけではないのです。船というのは、年々変わってくるわけです。自動車と同じように中身が変わってきている。エンジンも全部変わるし、スピードも変わる。そうすると、着けるところも形が変わってこなければいけない。そういう意味で言えば、もう一定の整備が終わったということは私には考えられないわけです。対応を考えなければいけな

い。広島港でもそうです。何万トンでもういいというのはない。船はどんどん大きくなっている。だから、そういう意味で日進月歩変わっていくものに対して、もう終わったという発想は、私はちょっと問題があるのではないかと思ったので質問させてもらったのですが、いずれにしても、港湾整備というのは、この広島県でも独自でやってこられたのは呉港だけです。呉港は海軍があったから、そういう特別なことができただけで、非常に難しい整備だろうと思うので、県が手助けしていただく以外ないだろうと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

○質疑（平委員） 国の出先機関の見直しについてですけれども、以前、三位一体の改革のときは全国知事会等で議論がされて、具体的な提言が国に対して示されて、かなり闘う姿勢で地方が取り組んだという印象を持っています。結果的には中央省庁にうまいことかわされて、非常に失望感が残ったというのが三位一体の改革でしたが、地方がみずからの考えを示したということはかつてなかった。

それに比べて、今回のこの出先機関の見直しに対しては、議論はされているでしょうが、イメージ的にそこまで地方側がぜひこれとこれは地方でできるからやりますという意欲がどうも見えてこない印象なのです。これは報道の仕方にも影響があるのかもしれませんが、どうもそんな感じで、これから具体化される直轄国道とか一般河川の管理につきましても、県でもできると、そこまで言っておりますが、もう何としても県にやらせてほしいというような強い主張がどうも感じ取れないような印象を持っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○答弁（分権改革課長） 今回の第2期分権改革におきまして全国知事会といたしましては、ことしの2月に国の出先機関の見直しの具体策ということで提言をいたしております。具体の局につきまして廃止検討すべきというのを全国知事会としても提言をいたしております。

しかしながら、三位一体改革のように全国知事会の中で闘う姿勢がもう一つ表に見えないという委員の御指摘でございますが、先般、7月、横浜で全国知事会議がございましたけれども、道路、河川等について今後、地方が積極的に移譲を受ける方向で全国知事会と国土交通省で協議の場を設けて協議をしようということは決まっております。その協議は現在行われております。しかしながら、7月に横浜で行われました全国知事会議の中で出されました多くの意見は、三位一体改革で国にだまされたので、要は権限なり人の移譲なりきちっとした管理水準が維持できる担保がなければ、地方としては取るべきではないのではないかという意見が多々出たのは事実でございます。

しかしながら、本県は、全国知事会としても国の出先機関の見直しについて具体的に提言をしておりますし、地方でできるもの、県でできるものについては積極的に手を挙げようということで臨みたいと考えておまして、今後、第2次勧告に向けて全国知事会と国土交通省との協議等を踏まえまして、県としては積極的に対応したいと考えております。

○要望（平委員） そこらのことがあってでしょうか、この中間報告にも地方自治体の積極的な姿勢を期待するというのが入っていることは、分権改革推進委員会からすると肝心の地方がどうなのかというのがあると思うのです。その背景に、課長がおっしゃったようなことがあって、三位一体改革の後遺症というか、また同じことになるのではないかということに加えて、今回の答申は内閣の尊重義務がないので、余計、これはやっているが、三位一体でもあれぐらいだったので、余り騒いでも期待できないというような思い込みが影響しているような気が私はするのです。だから、新聞にも時々取り上げられますから、何もしないということはないと思いますけれども、またうまいことかわされてちよろちよろっと地方に移譲されて終わるといようなことで、多くの人がそんなものかと思っているのです。

それで終わってしまうと、分権というのは進まないで、本来広島県というのはこうした出先機関の見直しについては道州制にして、そこへ移譲すべきというのが広島県の主張だったのが、分権改革推進委員会ではもう都道府県のままでもやるものはやろうということで、やったことは評価するのですが、やったけれども、非常に成果が見えなくて、分権の推進についてはちょっとまた関係者の皆さんの積極的な思いがなえていくような気がしないでもないので、ぜひ広島県はその点は全国でトップを走っているという自覚のもとにやっているわけですから、これは息の長い取り組みをしていただきたいと思います。

(4) 現地調査についての協議

現地調査の日程等について委員会に諮り、11月6日（木）～7日（金）の1泊2日で行うこととし、調査地の決定等については、委員長に一任することに決定した。

(5) 閉会 午前11時34分